

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年11月21日

横浜市契約事務受任者  
鶴見区長 渋谷 治雄

1 契約の概要

第50回衆議院議員総選挙における選挙公報等の配布委託

2 履行（納品）場所

鶴見区内一部地域

3 契約日

令和6年10月11日

4 履行日又は履行期間

契約締結した日から令和6年10月27日（日）まで  
（ただし、配布期限は令和6年10月25日（金）まで）

5 契約金額

2,157,320円（概算契約）

6 契約の相手方（名称及び所在）

東京都千代田区麴町6-6-2 番町麴町ビルディング5F WeWork 麴町  
株式会社 アト  
代表取締役 奈須田 洋平

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

選挙公報は公職選挙法第170条第1項において、また、審査公報は最高裁判所裁判官国民審査法施行令第28条において、選挙期日の2日前までに全世帯に配布することが義務付けられており、配布漏れが発生した場合には選挙無効の原因となる恐れもあります。納品から期限内に迅速に配布するためには、事前に大勢の配布従事者を募集・選定するほか、配布開始前の綿密な打合せや配布計画策定が必須であり、配布開始前に少なくとも2週間程度の準備期間が必要です。

原稿が確定し印刷された選挙公報は、10月20日（日）に配布事業者へ納品されることとなりましたが、10月25日（金）までに全世帯に配布を終えなければならない状況でした。選挙執行が確定してから指名競争入札を実施することは時間の制約上困難であったことから、緊急で単独随意契約を締結しました。

## 8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿において、種目「その他の委託等」及び細目「ポスティング」に登録されている業者のうち登録種目の順位が第1位として登録がある業者に、衆議院の解散による急な選挙の執行となった場合の受注の可否について照会したところ、当該業者のみ受注可能との回答でした。当区での選挙公報の配布実績も十分にあり、納品から配布期限までが短い期間となる場合も配布可能との回答もあったことから、単独随意契約業者に選定しました。

## 9 所管課

鶴見区総務課